

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

令和2年8月3日（月曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 関市農業委員会が定める別段の面積について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（19名）

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君  | 2番 臼田 正嗣 君  | 3番 山田 彰 君   |
| 4番 井上 正隆 君  | 5番 野田 卓志 君  | 6番 伊藤 均 君   |
| 7番 吉田 和子 君  | 8番 玉田 和久 君  | 9番 山田 タツエ 君 |
| 10番 八代 治郎 君 | 11番 足立 昌人 君 | 12番 青山 雅紀 君 |
| 13番 永田 千春 君 | 14番 西田 耕三 君 | 15番 西部 徹 君  |
| 16番 長尾 始 君  | 17番 野村 茂 君  | 18番 日置 香 君  |
| 19番 田下 喜代 君 |             |             |

## ○欠席委員（0名）

## ○委員以外の出席者

|              |         |            |         |
|--------------|---------|------------|---------|
| 産業経済部長       | 武藤 好人 君 | 農業委員会事務局長  | 長屋 隆司 君 |
| 農業委員会事務局課長補佐 | 小石 隆之 君 | 農業委員会事務局係長 | 小森 康司 君 |
| 洞戸事務所主任主査    | 李 浩基 君  | 武儀事務所主査    | 成瀬 絵美 君 |

午後3時15分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君） 予定時刻を過ぎてしましまして申し訳ございません。ただいまより農業委員会を始めさせていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。今日は委員さん全員出席という事ですのでご報告をさせていただきます。

○会長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により全員の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

○会長（野村茂君） 3番 山田委員、4番 井上委員のお二人に願を致します。

○会長（野村茂君） これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 関市農業委員会が定める別段の面積について、を協議します。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 議案第1号 関市農業委員会が定める別段の面積について

議案1ページをご覧ください。農地法3条で農地を取得または、賃貸借、使用貸借をしようとする場合につきましては農地法3条第2項第5号に、下限面積が定められています。北海道では2ヘクタール、都府県では5反(50アール)となっております。例えば、Aさんが畑を3畝のみを取得しようとした場合には、5反に満たないため許可が下りない事になります。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域内の全部もしくは一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになっております。これに基づき農業委員会では、旧町村を区域として別段面積を定めております。表にありますように、旧関市は5反であります。旧武芸川・武儀町につきましては3反、旧板取、洞戸、上之保につきましては2反ということで設定しております。引きつづき、面積の修正は行わないこととします。よろしくお願ひします。

それではご審議お願ひ致します。

○会長（野村茂君） 事務局の説明が終わりました。議案第1号について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○会長（野村茂君） 質疑もないようですので、議案第1号について、採決します。

議案第1号について、原案のとおり承認することにご異議のない方は挙手願ひします。

（挙手あり）

○会長（野村茂君） 全員の挙手をいただきました。議案1号 関市農業委員会が定める別段の面積について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は2ページからになります。

説明の前に申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いします。2番の案件の地番1184-1と1184-2の土地ですが、農振農用地内の農地ではありませんので、農振区分は、農用内ではなく農用外となりますので訂正をお願いします。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は富津橋の北480mに位置する農振農用地区域外の田、2筆2,616㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の規模拡大をはかると言うもの。譲渡人は管理が困難であるため、譲り渡すものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は東海環状自動車道、関広見インターの南西550mに位置する農振農用地区域外の田、4筆1,592㎡。農振農用地区域外の登記地目、山林。現況地目、田、2筆462㎡。合計6筆2,054㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営を拡大し生活の安定を図ると言うもの。譲渡人は仕事の関係で農地の管理が困難であるため、売り渡すというものです。

3番の案件 議案は3ページ、位置図は3ページになります。申請地は白金下水処理場の東60

0 mに位置する農振農用地区域内の田、2筆2, 036㎡。畑、290㎡。東810 mに位置する田、1, 525㎡。西に150 mに位置する田、2, 037㎡。合計5筆5, 888㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は父の贈与を受け、新規就農をするというもの。譲渡人は高齢で農地の管理ができないため、子に贈与するというものです。

4番の案件 位置図は4ページからになります。申請地は飛瀬集会所の北西160 mに位置する農振農用地区域内の畑、231㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の拡大をし、生活の安定を図ると言うもの。譲渡人は高齢により管理が困難であるため、譲受人に売り渡すというものです。

5番の案件 議案は4ページ、位置図は5ページになります。申請地は武芸川スポーツ公園の南280 mほどに位置する農振農用地区域外の畑、253㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の規模拡大をはかると言うもの。譲渡人は多忙なため、農業経営が困難であることから、譲受人の要望に応えると言うものです。

すべての案件について7月13日、14日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○会長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

○会長（野村茂君）補足説明も無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案2号について原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○会長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の5件を許可することとします。

○会長（野村茂君）続きまして議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は5ページになります。

1番の案件 位置図は6ページになります。申請地は平賀公民センターの北東190 mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地181㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅（倉庫）です。申請人は隣接地で居住しているが、物を保管する場所が必要になってきたことから倉庫を建築したいと言うものです。隣地承諾書が添付されております。7月14日に現地確認をしたところ、昭和41年頃からすでに倉庫として利用しており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は7ページになります。申請地は富岡公民センターの西270 mほどに位置する登記地目、田。現況地目、雑種地2筆168㎡の内44. 34㎡。農地の区分は申請地から概ね300 m以内に駅があるため、第三種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の駐車場です。申請人は隣接地に住んでいるが、駐車場が必要となったため転用したいと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ既に雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は8ページになります。申請地は富岡公民センターの南110 mほどに位置する田、39㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅駐車場です。申請人は、近くに住んでいるが、駐車場が必要となり、転用したいと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は6ページ、位置図は9ページになります。申請地は平賀公民センターの南東440mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑2筆387㎡。登記地目、田。現況地目、畑一部雑種地325㎡。合計3筆712㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は貸店舗・ガソリンスタンドです。申請人は、申請地の隣接地で石油販売業を営んでいることから、申請地を貸店舗の敷地として利用したいと言うものです。7月14日に現地確認をしたところ、平成10年頃から雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は10ページになります。申請地は、武芸川浄化センターの北東430mほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地17㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は和洋家具製造販売業社宅の庭です。申請地は社宅と工場敷地との間にある生産性の低い農地であるため、社宅の庭として利用したいと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、昭和45年から宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○会長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○会長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある方はございませんか。

○会長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○会長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の5件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○会長（野村茂君）続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は7ページからになります。

1番の案件 位置図は11ページになります。申請地は、長良川鉄道関富岡駅の西90mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、雑種地99㎡。農地の区分は概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の駐車場です。譲受人は申請地の近くに住んでおり、自家用駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は耕作する時間がなく、農地の管理ができないため譲り渡すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認をしたところ雑種地であり、平成25年に造成しており始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は12ページになります。申請地は平賀公民センターの南東370mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑285㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は借家に住んでいるが、手狭であるため、義理の祖父から土地を借り自己住宅を建築すると言うもの。使用貸人は孫の家を建築するための土地を貸すと言うものです。7月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は13ページになります。申請地は大杉公民館の北320mほどに位置する畑312㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は、アパート住まいであり家族が増え狭くなってきたため、自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は仕事が忙しく耕作ができないため、譲り渡すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認

をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は8ページ、位置図は14ページになります。申請地は関市田原リフレッシュ農園の北280mほどに位置する畑、3筆1,362㎡。農地の区分は特定土地改良事業等(面整備)施工区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は板金業工場です。譲受人は事業拡大のため、申請地に板金業の工場を建築するというものです。譲渡人は高齢であり農地を適切に管理する事ができないため、譲受人の申し出に応じるものと言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は、第1種農地であるため原則不許可であります。既存の施設の2分の1拡張の事業であるため農地転用の制限の例外基準をみたまものと考えます。また本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

5番の案件 議案は9ページ、位置図は15ページになります。申請地は田原小学校の南190mに位置する登記地目、畑。現況地目、雑種地249㎡。農地の区分は水道管、下水道管が2種類整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は石油貯蔵施設です。使用借人は申請地の隣接地と一体利用して、石油貯蔵施設を設置したいと言うもの。使用貸人は多忙であり農地を適切に管理できないため、使用借人の要望に応えると言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。7月13日に現地確認をしたところ、昭和60年頃に雑種地となっており始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は16ページになります。申請地は野田集会所の東100mほどに位置する畑、2筆569㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人はアパートに住んでいるが、家族も増えたため自己住宅を建築したいと言うものです。使用貸人は子供が家を建てるため、土地を貸すと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 議案は9ページ、位置図は17ページになります。申請地は白木野集会場の南370mほどに位置する田、2,537㎡の内332.37㎡。農地の区分は農業振興地域内の農地であるため、農振農用地と判断します。転用の目的は、水路工事のための通路という事で、一時転用です。一時転用期間は1年間です。賃借人は北側にある水路工事を請け負っており、水路工事のための通路として利用したいと言うもの。賃借人は賃借人の要望に応えると言うものです。7月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は農振農用地であるため、原則不許可ではありますが、一時転用後、農地に復元されるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 議案は10ページ、位置図は18ページになります。申請地は稲口グラウンドの東150mほどに位置する畑、109㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、借家の駐車場です。譲受人は隣地に住宅を所有しているが、駐車スペースが狭いため駐車場として利用したいと言うものです。譲渡人は長年耕作していたが体調を壊し耕作ができないため、譲り渡すと言うものです。7月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は19ページになります。申請地は、稲口公民センターの北280mほどに位置する田、369㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は現在アパートに住んでいるが家族が増え手狭になってきたため、個人住宅を建築したいと言うものです。使用貸人は子の住宅の建築するために協力すると言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は20ページになります。申請地は、中池の南660mほどに位置する田

2, 934㎡の内650㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は農産物販売施設駐車場です。使用借人は申請地の北側で、農産物販売を営んでいるが、駐車場が不足しており駐車場敷地として利用したいといもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。7月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。農業用施設にかかる整備であるため、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

11番の案件 議案は11ページ、位置図は21ページになります。申請地は中池の南660mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑2, 934㎡の内320㎡。登記地目、畑。現況地目、雑種地530㎡。合計2筆850㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は農業用施設です。使用借人は申請地の北側で農産物販売を営んでいるが、施設の一部拡張をしたいというもの。使用貸人は使用借人の要望に応えるというものです。7月14日に現地確認をしたところ、平成元年に一部雑種地となっており始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため原則不許可であります。農業用施設にかかる整備であるため、農地転用の許可の例外基準をみたくものと考えます。

12番の案件 位置図は22ページになります。申請地は下有知中学校の北西550mほどに位置する畑、836㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は建築条件付き分譲住宅です。譲受人は、申請地は交通の便もよく、生活するために条件がいため建築条件付き分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は農地を適切に管理する事が困難であるため、譲受人の要望に応えるというものです。7月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は23ページになります。申請地は下有知小学校の南東320mほどに位置する登記地目、山林。現況地目、畑2, 748㎡の内102㎡。農地の区分は水道管、下水道管が2種類整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの教育施設、1つの医療施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の庭です。譲受人は隣地に住んでいるが、現在の敷地が狭く、申請地を買い受け庭として利用したいというもの。譲渡人は高齢で農地を管理できないため、譲受人の要望に応えるというものです。7月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 議案は12ページ、位置図は24ページになります。申請地は下有知小学校の北東230mほどに位置する田、2, 475㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。譲受人は不動産業を営んでおり申請地が小学校に近く、宅地として需要が見込まれるため分譲住宅を建築したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるものです。7月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1, 000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

15番の案件 位置図は25ページになります。申請地は長良川鉄道、関市役所前駅の南60mほどに位置する田、2筆758㎡。農地の区分は概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅及び自動車店舗です。譲受人は現在、借地で営業しているため、土地を買い店舗及び自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は後継ぎもおらず農業経営ができないため、譲受人の申し出に応えるというものです。7月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 議案は13ページ、位置図は26ページになります。申請地は長良川鉄道、関市役所前駅の南60mほどに位置する、田2筆612㎡。農地の区分は概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は現在同居しているが、手狭になってきたため自己住宅を建てたいというもの。譲渡人は後継ぎもおらず農業経営ができな

いたため、譲受人の申し出に応えると言うものです。7月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は27ページになります。申請地は金竜小学校の西360mほどに位置する畑、148㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は建築業駐車場・資材置場です。譲受人は建築業を営んでおり駐車場及び資材置場を探していたところ、当申請地を譲り受ける事ができたので、利用したいと言うもの。譲渡人は現在、関市に住んでいない事により農地の管理が難しいため、申請地を譲り渡すと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は28ページになります。申請地は金竜小学校の西360mほどに位置する畑、82㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため第2種農地と判断します。転用の目的は建築業営業所への進入路です。譲受人は申請地の隣地を営業所として買いましたが、営業所への通路として利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望にこたえると言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、昭和19年頃から通路として利用されているため始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

19番の案件 議案は19ページ、位置図は29ページになります。申請地は岐阜県魚苗センターの南80mほどに位置する田、1,651㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は飲料水製造業駐車場です。譲受人は現在の従業員駐車場に工場を建築するため、駐車場が不足する事から申請地を駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は後継ぎがないため、譲受人の要望にこたえると言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

20番の案件 位置図は30ページになります。申請地は岐阜県魚苗センターの南120mほどに位置する田、2筆3,113㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は飲料水製造業駐車場です。譲受人は現在の従業員駐車場に工場を建築するため、駐車場が不足する事から申請地を駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は後継ぎがないため、譲受人の要望にこたえると言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

21番の案件 議案は15ページ、位置図は31ページになります。申請地は、武儀生涯学習センターの南230mほどに位置する田、731㎡。農地の区分は水道管、下水道管が2種類整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自動車修理業作業場、倉庫及び駐車場です。譲受人は一昨年豪雨で作業場などに被害があり、今より高い位置に作業場などを移転したいと言うもの。譲渡人は相続で農地を取得したが、農業をした事がなく管理に困っていたところ譲受人から要望があり、応じると言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

22番の案件 位置図は32ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の南120mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地12㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の庭です。譲受人は申請地を贈与してもらい、裏庭として利用したいと言うもの。譲渡人は農地として管理ができないため、譲り渡すと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、昭和5

5年頃から既に宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

23番の案件 位置図は33ページになります。申請地は下之保地区処理施設の東250mほどに位置する田、7筆1,880㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的はプラスチック再生加工業資材運搬用具置場及び駐車場です。譲受人は隣接地で工場を営んでいるが、コンテナやパレットが工場敷地に点在しており、効率よく管理をしたい。また、従業員の駐車場としている土地が契約解除となり、駐車場を確保したいと言うものです。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

24番の案件 位置図は34ページになります。申請地は上之保浄化センターの北280mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑3筆410㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は貸駐車場です。譲受人は隣接地で鉄骨工場を営んでいるが、駐車場が手狭であるため拡張したいと言うもの。譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人の要望に応えると言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

25番の案件 位置図は35ページになります。申請地は飛瀬集会所の西300mほどに位置する畑、2筆902㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は貸資材置場です。譲受人は鮎料理屋を営んでいるが、薪・炭・焼き台などを保管する場所が必要であるため、叔父から土地を譲り受けると言うもの。譲渡人は山際の畑であり耕作には不向きであるため、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認をしたところ、昭和63年に造成しており、経緯書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

26番の案件 位置図は36ページになります。申請地は道の駅ラステンほらどの南東410mほどに位置する田、1,711㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。譲受人は売電事業を営んでおり、業務拡大をするため申請地に太陽光発電施設を設置したいと言うもの。譲渡人は会社員であり他の農地の管理で精いっぱいであるため、当申請地を譲渡すると言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届け出の対象になります。

27番の案件 位置図は37ページになります。申請地は洞戸小学校の北300mほどに位置する畑、122㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、ミネラルウォーター製造販売業駐輪場です。譲受人は申請地の隣で工場を営んでおり、従業員の健康増進のため自転車通勤を奨励しており、今回駐輪場を設置すると言うものです。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

28番の案件 位置図は38ページになります。申請地は洞戸小学校の北300mほどに位置する畑、1,625㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にあ



る農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的はミネラルウォーター製造販売業駐車場です。譲受人は申請地の隣で工場を営んでいるが、海外の製品出荷の増加及び従業員の増員予定により、駐車場が不足する事から、駐車場として利用したいと言うものです。譲渡人は譲受人の要望により売り渡すと言うものです。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

以上、所有権移転に関するもの21件、使用貸借権設定に関するもの6件、賃貸借件設定に関するもの1件、計28件につきましてご審議をお願いいたします。

○会長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号の28件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、20ページになります。

賃貸借権設定に関するものについて更新、田、3筆3,119㎡です。地区は志津野です。権利の設定を受ける者は、大野良知でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第5号について質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長（野村茂君）本日ご審議いただきました議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午後4時20分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

3番

\_\_\_\_\_ 印

4番

\_\_\_\_\_ 印